資料3-3

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のご案内

営業時間短縮要請の概要

対象地域	**盛岡市全域**
対象店舗	食品衛生法第52条に基づく**飲食店**又は**喫茶店**の営業許可を受けた店舗 （対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）
期間	**令和３年８月30日（月）～９月12日（日）** **（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）**

協力金の支給要件

○　上記の**対象店舗**であること（令和３年８月29日以前から営業していること）。

○　**要請期間中の全ての日**において、**20時まで**の**営業時間短縮要請**にご協力をいただいていること。

ただし、準備期間を要する場合は、遅くとも**令和３年９月１日（水）まで**には開始してください（協力金の支給は、期間中の要請に**ご協力いただいた日数分**となります）。

※　通常20時までに営業を終了している店舗は対象外です。

※　通常20時以降も営業していた店舗が、期間中、営業時間短縮要請を受け、終日休業された場合も対象になります。

※　令和３年８月30日以降に**時短営業等を実施していることを示すチラシ**を、店舗外側等の見やすい場所に掲示の上、**写真等で記録**に残してください。

※　県では、要請期間中、**時短営業の実施状況**について**見回り**を行いますので、御協力をお願いします。

○　業種ごとの**感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底している**こと。

○　岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する**暴力団員等ではない**こと。

協力金の支給額

【中小企業等】　※前年度又は前々年度の売上高

１日の売上高（※）	約８.３万円以下	約８.３万円超～２５万円	２５万円超
協力金の支給額	２.５万円／日	売上高の３割／日	７.５万円／日

【大企業等】　１日当たりの売上高減少額の40%（１日当たり「上限20万円」又は「売上高×0.3」のいずれか低い額）

協力金の申請について

【申請期間】令和３年９月13日（月）～10月31日（日）

※早期申請の受付について

要請期間の終了前に、**中小事業者**の方には**協力金の一部を早期給付**します。

【早期給付額】　2.5万円（１日当たりの下限額）×７日分＝１７万５千円

【早期申請受付期間】令和３年８月30日（月）～9月10日（金）

※詳細は次のURLをご覧ください（郵送、電子申請で受付）。

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1046412.html

【お問合せ先】
岩手県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター（※令和３年８月27日(金)開設）
TEL：０１９-６２９-６９１８
受付時間：平日午前９時から午後５時まで（8/28(土),29(日),9/4(土),5(日)は開設）